

福祉保健課

「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。巡回交付日程以外の日でも役場福祉保健課で申請していただければ交付します。六郷出張所・仙南出張所でも申請できますが、後日、ご自宅へ券を送付することになるため、お手元へ届くまで時間がかかります。

ご注意ください

- 下記巡回交付日はそれぞれ指定された会場でしか交付できませんので、ご注意ください。
- 千畑地区は美郷町役場3階大会議室で交付します。階段を上ることが困難な方は、エレベーターをご利用ください。

■巡回交付日程 交付日はたいへん混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

会場	巡回交付日	時間	持ち物
美郷町南ふれあい館 学習室 (旧仙南交流センター)	4月12日(木)	午前9時30分～午後3時	印鑑 ※印鑑をお忘れの場合は交付できません。 ※代理申請・受領の場合は、ご本人と受領者の印鑑が必要です。
	4月13日(金)	午前9時30分～正午	
美郷町役場3階大会議室 (旧役場千畑庁舎)	4月16日(月)	午前9時30分～午後3時	
	4月17日(火)	午前9時30分～正午	
美郷町保健センター	4月18日(水)	午前9時30分～午後3時	
	4月19日(木)	午前9時30分～正午	

■交付の内容

券の種類	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

※昭和22年、昭和23年生まれの方は、誕生月の初日から申請できます。

例) 昭和22年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用可能

■平成23年中に発行した券は平成24年4月以降は使用できません

クリーム色の温泉施設利用券	使用できません
水色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

問い合わせ ● 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907(内線1506)

介護用品を給付します

寝たきり・認知症の高齢者や障がい者などを在宅で介護している方へ介護用品を支給します。給付を希望される方は、介護保険被保険者証または障害者手帳と印鑑をお持ちのうえ窓口へ申請してください。

対象者 ● 要介護度4または5と認定された方を介護している家族、特別障害者手当受給者または障害児福祉手当受給者を介護している家族

給付内容 ● 紙おむつ、尿取りパット

給付時期 ● 4月、6月、8月、11月、12月、2月の6回

軽度生活援助事業のお知らせ

日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、軽度生活援助事業を行っています。利用を希望される方は印鑑をお持ちのうえ窓口へ申請してください。

対象者 ● おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや疾病等により軽度の生活援助が必要な方(ただし、町民税非課税世帯に限ります。)

事業内容 ● シルバー人材センターを利用して家の周りの除雪や手入れなどを行う場合、利用単価の9割を補助します。

【申請窓口・問い合わせ】

町福祉保健課  
地域包括支援班 ☎0187(84)4907  
みさと福祉センター(美郷町社会福祉協議会)  
☎0187(85)2294

【申請窓口・問い合わせ】

町福祉保健課  
地域包括支援班 ☎0187(84)4907  
美郷町シルバー人材センター(中央行政センター内)  
☎0187(84)0307

### モミガラ補助暗渠の施工費用を助成しています

秋田県では、農家等が行うモミガラ補助暗渠の施工費用の一部を助成しています。

- 対象農地** ● ①区画整備済みで暗渠排水（本暗渠）が整備されている水田  
 ②モミガラ補助暗渠を施工した次の年に大豆や枝豆などの転作ができること

**助成額** ●

業者等へ施工を委託する場合	作業委託契約額の2/3 (上限17,000円/10a)
農業生産法人や農家等が直営施工する場合	上限13,000円/10a

■モミガラ補助暗渠のメリット

- ・排水不良が改善されます
- ・大豆や枝豆の収量アップにつながります



にかほ市芹田

問い合わせ ● 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)または最寄りの土地改良区まで

### 農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等（農用地区域）を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という長い期間を要することから、1年間の手続き回数に限りがあります。そのため、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は早めに農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては除外手続きができない場合もあります。

農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

**4月2日(月)～4月27日(金)**です。

申し出の際は事前に農政課までご相談ください。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展および国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

美郷町では『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途地域を除いた美郷町全域が農業振興地域になっています。

問い合わせ ● 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)

### 緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日から5月31日までの春季緑化運動期間にあわせて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行います。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

■募金活動について

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として「家庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

■募金の活用方法は

皆様から寄せられた募金は、全国的・国際的な活動への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援に活用されます。

美郷町ではこんなことに活用しています

- 松・杉並木などの樹勢診断(平成22年度)
- 「全国名水サミットin美郷」の開催(平成23年度)



問い合わせ ● 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)